

いが十分でない場合には、調停もいたしますし、あるいは話し合いのものも私どもも妥協と認めない場合には、是正命令を出し得る、こういうような点で、価格の面におきましてもだんだん安くしていく見通しを持ち得る、こういう点から手放しの自由ということも私どもは避けるべきだ、同時に、いまの二法が切れる段階に、それをそのまま野放しというよりも、現段階に即応してその考え方というものは取り入れながら、手続的な、統制的な問題は緩和してやっていっても差しつかえないんじゃないか、こういう観点から、いま御審議を願っている法律案を出した、こういういきさつでございます。

○大河原一孝 その問題については、あとからまた御質問申し上げますが、通産当局の立場から見ると、先ほど私が御質問申し上げました内容に対して、通産当局から見た御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(倉八正君) お答えいたします。生産の面は、御承知のように、いま六百六、七十万トンの能力を持ちまして、国内の需要が五割七分ぐらいでございまして、残りの四割三分程度が輸出であつて、輸出をチェックすれば数量的に確保できることは、ここではつきりするだろうと思ひます。

それから大河原先生の第二の御指摘の、価格についてどう考えているかと、こういう御質問でございますが、この十年に価格というのが一六％下りまして、いま一かます七百三十八円になったわけでございますが、今後の問題としまして、私たちは必ず価格が下

ると確信している次第であります。その一つは、従来のこのコークス法というものをほとんど全部油法に——テキサス法とか、ハウザー法と申します——が、そういうふうになりかえて、その辺の合理化は理の当然でございまして、当然進んでいくというのが一つと、それから第二が、アンモニアを総合利用をやりまして、ほかの面に向けて、たえず高操業のアンモニアを生産を続けていくという要素が当然加わってまいります。それから第三が、いま、御承知のように、回収硫安というものがもうすでに五、六十万トンぐらゐ日本ではできてまいりまして、今後ますますふえていきまして、この回収硫安についての原価計算は非常にむずかしいのでございますが、これは合成繊維のラクタムあるいはアクリロニトリル繊維の合成で、アクリロニトリルを作るときに当然派生する回収硫安でございまして、こういう回収硫安がどんどんしめてくれば、当然硫安の値というものは下調になる、こういういろいろの観点から、われわれとしましては、値段というものは、今後合理化によつて下っていくというふうな確信を持っています次第でございます。

○大河原一孝 農林大臣に御質問申し上げますが、先ほど大臣の御答弁の中に、一部には野放し論というのがあるということも言われておりますが、もちろん私も野放しという問題については、これは考えておりませんし、野放し論の根拠もわからないわけではございませんが、しかし、野放し論ということが出るほどまでには、いま軽工業局長が言われたように、価格が今後当然の結果として下げられて

いくという、そういう断定をみるならば、一面には、確かに統制的なものはないほうがいいのではないかと、むしろ、そのことによつて価格がさらに引き下がるだろうというふうな、そういう立場から、おそらく野放し論というものが出てくると思ひますが、しかし、今後の需給の問題、あるいはさらに今後、異常なまで進んでいる輸出の問題等を考えましたときに、簡単に野放し論に賛同するわけにはまいらぬと思ひます。ただ、先ほど大臣が言われましたように、だからといって、この法案の内容をいかに検討いたしてまいりますと、いわゆる需給に対する明確な一つの規定づけがない。生産に対する、あるいはまた、価格安定という問題に対して十分なる、あるいはまた、明確なところの規定がないのであります。したがつて、野放し論ではないけれども、何ら今日までの拘束された——大臣は、統制的なものは緩和したいという考え方に立っておられるが、しかし、その統制的なものを緩和するということには、いわゆる生産に対する責任体制が政府としては全然なくなつてしまふ、いわゆる価格安定は可能であるということも断定されているけれども、これまた、何ら政府の手によるところの安定の規定づけが欠けていふのではないかと、ここに農林団体も非常な不安を持っているのではないかと。当初、消費者団体としての今日の全購連が、いろいろ出された——正確に出されない前でございましたが、政府当局が考えられている線、あるいはまた、硫安メーカーが考えられているような線に対しては、相当反対の空気が強かったのでありまするが、最近

は、全購連も一応新法を認めているというふうなことを言われておりますが、しかし、全購連は、御承知のように、全国農協のいわば上部団体でございまして、上部団体がこれを了承いたしましたも、末端における農民一人一人の立場からするならば、特に最近における輸出の堅調、好調、こういう問題から関連いたしまして、今後、政府は当然責任を持って生産の確保、あるいはまた、価格安定の方向が守られるかどうか、農地の肥料のあり方に対しては、私は相当な不安を持っています。そういう不安の解消に値する新法であるかどうかを考えたときに、いま農林大臣が、統制的なものは考える必要はない、統制的なものをこの際緩和するんだと、こういうことを言っておりますが、しかし、大臣のこのことばの中には、いま私が心配したような、生産なりあるいは流通の面、あるいはまた需給安定の面、そういった面については、十分な何といひますか、これを確保するための規定づけが欠けているというところは、何といひてもいかなぬ事実でございまして、この農民の不安に対して、こたえることにはなっていないのではないかとと思ひます。さらに明確な、大臣の重ねての御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまの二法におきましても、生産命令というふうなものを出したことがないと私は記憶してありますが、生産自体はメーカーの、何といひますか、専念することでございますけれども、その生産自体が、需給の見通しを今度の法案にも立てることになっておりますが、この需給の見通しとマッチしないというよう

なことであつては、確かに農民が不安を抱くと思ひます。しかし、いままでの経過から見ますならば、生産、供給状況が御承知のような状況でございまして、私は、突然の何か変わった状態がない限りにおきましては、合理化もされ、増産も進む、こう考えて差しつかえないと思ひます。その面におきまして需給の見通しをいたしますから、その需給の見通しが非常に悪い、つまり供給が非常に困難だというふうな事態があらざるならば、法律的な命令規定とか、そういうものはないといひたいことは、これは当然監督官庁としてしなければならぬ問題だと思ひます。しかし私は、そういうふうな、供給が非常に減つてくる、こういう見通しは持たないでも、私は現状まで来た情勢から見て、そういう必要はないと思ひます。で、ございまして、問題は、輸出の認可によりまして、どれくらい輸出を可能にするかということによりまして、内需を確保するということに問題はあらうかと思ひます。そういう点につきましては、厳重に査定をいたしまして輸出量を認可し、内需に事欠かないような方法をとることは、この法律の一番の骨子に近いようなものでないかと思ひます。そういう方法によつて内需の確保はできると思ひます。また、価格の点におきましても、先ほど申し上げましたように、両当事者の価格の話し合いがうまくいかぬという場合には、調停にも乗り出すことに相なりましますし、それにつきましてもいろいろの資料等を出させる、あるいはそれを調べる、この権能も持っております

から、そういう資料によりまして調停もいたしますし、また、価格の決定がまあ妥当でない、こういうことでありますならば、これに対して是正をするというふうな権限も留保してありますので、私は、価格面におきまして、行政指導と相まって農民の不安を現実を除き得るような方法はとていける、こういうふうな考えでおる次第であります。

○大河原一次君 私どもは、先ほども言ったように、統制的なものが緩和されるだけであって、やはり現行肥料二法の精神は守っていくのだと、こういうことは言われておりますけれども、ただ、いまの生産に対しても、あるいはまた、需給関係等の問題にいたしまして、政府がその中に介入できるのであるから、十分にその必要とする資料も出させるところの権限が保留されておると、こういう御説明ですが、私は私なりに考えまして不安に思っているのは、今後、いわゆるこの統制的な云々というばかりじゃなくて、法の内容を見ますと、今日までの保護的な、あるいはまた統制的なものは全くなくなってしまうという考え方に立つわけでありまして、それはおまえの先走りの考えであるというふうな断定もなされるかもしれないが、しかし、いざいかにいたしても、先ほども言ったように、この新法に対しては、そういう従来の、ある意味からいわれるようなきつい統制だとか、あるいは統制的なものがあつたと言われるかもしれないが、そういうものが全然なくなるということになりますると、いわゆる肥料の生産、需給関係というものは、ほとんどこれは

メーカーの手によって握られるというふうな、政府はただこれに対して傍観をするか、あるいは傍観でなくとも、これをただ単に認めざるを得ないというふうな立場に追い込まれるのではないのか、この法の性格から見まして。そこに私は心配があつて、これも十分に法の中に明確にされていらない。どこまで政府の権限として——通産あるいは農林省の権限といたしまして、メーカーによるところの需給の問題、あるいは価格等の問題、あるいはまた需給調整という、そういった問題の中に、どこまでの権限というものが付与されておるのかどうかということに対する心配としては、いまの大臣のことばだけでは明確にならないのであります。この点についても、私は大臣並びに倉八輕工業局長のほうからの納得のいく説明をしていただきたいと思うのであります。

○國務大臣(赤城宗徳君) どうも繰り返すようで、御納得できるかどうか、見通しの問題だと思ひますけれども、私は、現二法においても生産に対しての特別の統制というふうなものはないかと思ひます。生産に対して命令を出し得るといふような留保規定はあつたといひましたが、現実にはそれを行使したことはないのをごいいます。が、そういう意味におきまして、確かに生産そのものは、メーカーの自主的意欲によつての問題であらうと思ひます。いま御指摘のとおりだと思ひます。しかし、全体としての供給面が現状のようなことでありますから、私は繰り返して申し上げることに、輸出面の認可、こういうことによつて内需は十分充足できる、こういうこと

でございますから、生産まで立ち至つて、そうしてあせひ、こうせいという命令をするような事態は、私は現状からみましてないと思ひます。しかし、繰り返して申し上げますに、もしも御心配のようなことがありますならば、これは法律にないといひまして、行政的に、国民生活の食糧の問題に つながる肥料の問題でございますから、これは行政的にしかるべき措置を、やはり私はとていくつもりでありますし、またいけると思ひます。まあ、そういう事態は、私はいまの見通しではないといふような見通しに立つて御説明申し上げますので、あるいは御納得を得られないかと思ひますけれども、私はそういうふうな立場から申し上げたいと思ひます。

○政府委員(倉八正君) 私に対する御質問は二点あると思ひます。この新法には、生産に対する、もっと生産奨励措置と申しますか、合理化強制措置といふものがなないのではないかと、この第一の御質問だと思ひますが、この合理化とかそういう生産の問題につきましまして、実は法律があつたとなかろうと、私は、結果としてこれは同じだと思ひます。いまほとんどどの産業に、特殊立法としまして、これに財政資金をつける、あるいはこれを合理化しろといふのは、きわめて少ないのをごいまして、この法律には、合理化をうたわなないといひましたが、政府としては今後、財政資金なりあるいはその他の税措置によりまして、合理化といふものをいま一段と進めていくといふことは、これははっきり申し上げてよろうと思ひます。

に、たとえばカルテルとか、操短をするような、カルテルをつくるような心配があるのではないかと、御趣旨であらうと思ひますが、これは、カルテルといふのは、この法律にもそういう意味のカルテルは認められておりません。したがしまして、カルテルには、御存じのように、不況カルテル、合理化カルテルというのが独禁法にありますが、ここに書いてあるのは、価格を協定する場合の価格、その価格についてのいわゆる協定でございます。いま申し上げましたような、生産を制限をするといふふうなカルテルは、これは認められないのでございまして、したがしまして、メーカーが勝手に操短をやりましたと値段を上げようといふのは、これは法的に許されないといふこととでございますし、それから御承知のように、アンモニア工業なんかといふふうなものは、典型的な装置工業でございますから、なかなか操短をしようとしませんが、結局それはやればやるほど比例費が高くなりまして、結局企業家の損だ、少し安くて量もたくさんあげて売ったほうがいい、あるいは輸出したほうがいいというのが装置工業の宿命でございますから、そういう点からも、ほかの産業のように、直ちに操短に移つて、あるいは操短カルテルを結ぶといふおそれは、私はきわめて少ない、またないだらうと確信しております。

○大河原一次君 これは質問が前後してたいへん恐縮ですけれども、先ほどの輕工業局長の御答弁の中に、いまの問題と関連をするから、前後するが申し上げますが、価格は当然の結果として下がると思ふ、そういう断定がござ

いました。もちろん私は、価格は下がると思ひます。これは衆議院における私どもの同僚議員の中にも、中には当然二法がなくなれば、それによつてやがては価格が引き上げられるだらう、価格引き上げになりますといふことを言っている同僚の方もあるようでありますが、私どもの立場からいへば、そうではなくて、私は、輕工業局長の御答弁にあらざるのではないけれども、当然やはり下がる。しかし、当然下がるための要素といふものは、私はいまここで何も申し上げませんけれども、先ほど輕工業局長がいわれました、いわゆる価格は当然の帰結として下がるのだといふ、その下がるという断定をされる裏づけとして、どういふ要素があつて下がつてくるのであるか、その点をひとつ関連しますので、輕工業局長から具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(倉八正君) 私は、ほかの要件がかわらなければ下がると思ひてゐるのでございしますが、それは、いま水素からアンモニアをつくる原単位といふのが、日本は世界で二番ぐらゐのところまでいってございます。非常に合理化したといふことでございしますが、アンモニアの原単位が、最近の技術の革新によりまして、もっと下がつていくだらうといふことが一つございします。それとも一つは、さつきも申し上げましたように、回収硫酸というのが、これがいまからふえるといふことは、もう明々たる事実でございまして、ナイロンがあれだけ伸びておりますし、今後ナイロンは五カ年計画によりましますと、さらに確かに五割ないし六割伸びるといふことになりましますと、回収

硫酸として製法が少し変わってくると思いますが、それに依りて伸びていくということになりますと、回収硫酸の原価というものは、今後政府として一つのこれを大きい問題として取り上げなくちゃならぬと思います。いまは、先生も御承知のように、一番合成硫酸の安いところの価格とみなして、御承知のバルクラインをはじいているのが現状でございますが、今後、回収硫酸が硫酸の中の半分、五年ぐらいになると、半分以上になります。そうしましたら、回収硫酸のいわゆる生産体系と申しますか、管理体系と申しますか、そういうことも今後大きい問題の一つとして通産、農林で取り上げなくては行けないと思います。そうしますと、私は、回収硫酸をいまのような大規模な、しかも新しい技術をとってやっております現状からみまして、私は、姿としては当然下がっていく、こういうふうな考えでおります。以上の二点、アンモニアの原単位がさらに合理化によって下がるだろう。それから回収硫酸の数量的な増大、それに対する価格体系の今後の検討ということによって、私は値段というものは、ほかの条件が、たとえば原油が暴騰していきまじたり、あるいは電気が非常に上がった、そういう条件がない、現状をもつてすれば、そういうことを前提としなければ、私は下げ調になる、こういうことでございます。

○大河原一孝 軽工業局長は、私が御質問申し上げた点からちょっとそらしているのです。あなたは、ただ、現象面としてあらわれた、たとえば回収硫酸がさらに伸びてくるだろうし、輸出面も出るだろう、また、副生硫酸等も

今後どんどん出てくるから、そういう面、総合的にみると、全体としてのいわゆるアス肥料におきましても下がらうというところは、確かに現象面としていえると思うのです。私が先ほど御質問申し上げたのは、当然下がるべき要素をもっている中では、もっと別な要素があったのではないかと、このことを御指摘申し上げたわけです。ということ、私は、私から申し上げますが、これはもういま私が申し上げるまでもなく、農林大臣にしても、倉八輕工業局長にいたしましても、おわかりだと思ふのですが、それは御承知のように、今日まで肥料十年間を顧みまして、どれだけ一体政府がいろいろな面でのこ入れをやったか、いわゆる赤字対策のための百三億を出したとか、あるいはまた、体質改善、いわゆる合理化のための百六億を出して、二百九億のいわゆる財政資金を出してあるという、あるいはまた税制の面、あるいは税制の特例というような問題、数えれば数えきれないことではないほどで、他産業に見られないほどの、肥料工業に對するいわゆる手厚いこ入れ的なものが行なわれたと思ふのです。そういう点からするならば、私は当然、いま輕工業局長は、単にあらわれた問題だけ、現象形態の問題だけを取り上げて説明されましたけれども、このような手厚い保護政策というものがあつたために当然起こるべくして起こった価格の低下という問題があると思ひます。当然こういう問題は、突発的な経済上の変動がない限りは、私はこの肥料新法を認めるわけではございません。認めるわけではございませんが、当然の帰結として下がるようなそういう

情勢にあるのではないかと、こういうことを申し上げたわけですが、その面に対して、重ねてひとつ輕工業局長からの御答弁を願いたいと思ふのです。○政府委員(倉八正君) ちよつと私も趣旨を了解しませんが、いま大河原先生の御指摘のように、いままで、今肥料年度一ぱいで、政府が財政資金を百七十億出しましたことも事実でございますし、それからいま御指摘の、いろいろな税の優遇措置をとったことも事実でございますが、これの結果としての価格であるし、それから特にいま御指摘ありました百六億の前向き資金というものは、昨肥料年度から五カ年で使う資金でございます。そういう前向きの資金の効果というものが、現在にはまだあらわれておるのが少ないのでございまして、これは主としてアンモニアの多角利用と、それからガス源への一部転換に向けておりますが、これが毎年毎年何十億も出していきまうと、その面から下がるべきであるというふうな、われわれは考えております。そういう御趣旨でございましょうか。

○大河原一孝 大体そういう御答弁で満足するんですけども、満足するわけではないんですが、しかし、私が申し上げたのは、いわゆる合理化メ리트が今日まで十分じゃなかった、あるいはまた合理化メ리트が全部いわゆる農業部に食われてしまふんだというようにことを言われてきまして、一面の代償として、いわば今日までの、現行肥料二法によって、肥料工業内部においてはいろいろなそういう経営上の不安定な面があるいは出たかもしれない、あるいはまたその他の氣に食われぬという点もあったかもしれないが、しかし、そのいわば代償としてはどうかと思ひますが、そのかわりに、いまでは、いま私が申し上げたような特段の政府のいわゆる大きな援助、保護というものがあつたと思うのです。ですから、そういう問題を忘れて、ただ単に合理化メ리트が全部農業部に食われてしまふ、価格引き下げのほうに持っていけるというように、そういう断定の仕方、今日まで特に通産省は言ってきたわけですが、そういう点はやはり考えを改めてもらわなければならぬ、かように思うわけでありまして。

そこで、私はもうひとつ御質問申し上げますが、今日までの肥料二法、いわゆる十カ年を通過をいたしましたわけでありまして、十カ年間に起きたものもろの事象と申しますか、いわゆる価格の面やあるいは需給の面あるいはその他の面を考えた、あるいはまた農業自体の今日までの状態というものを考えてまいりましたときに、この肥料工業という一つの産業あるいは第一次産業である農業という、そういう問題に、二法というものを照らして見た場合、この過去十カ年の間におけるいろいろな実績、この実績を通した成果と申しますか、そういう成果はいわゆる両者に、農業の面と、いわゆる輸出産業として伸ばしていかなければならぬという通産肥料工業の部面に対して考えましたときに、それ相当の成果があつたのではないかと思います。中には、肥料二法の成果というものは、農業と通産部面に同一であつたということがあ

るいは言えない点があるかもしれないが、両者に対してこの二法というものが相当の成果をあげてきたのではないかと。私は、たまたま言われるように、肥料工業の部面に対してはマイナスをつくつてきたという断定の仕方が、輕工業局長のほうからも言われておるようでありまして、先ほど申し上げました政府のこ入れ、援助、保護というふうな、そういう部面を相殺して考えましたときに、決して肥料工業に對してマイナスをつくつたというものはないと思ふ。むしろ今日の二法というものは、まだまだこれから成果をあらわしてくるべき事態に入つてくるのではないかと、このように私も判断をいたしますが、ここであらためて、農業部と肥料工業部面にわたつて、いわゆる肥料二法が果たした役割、成果というものを相当私は評価しているのではないかと、そういう面についてもしマイナスの面があつたというならば、はつきりここで、農林大臣と、輕工業局長の立場から、述べてもらいたいと思ふ。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまの二法が農業面に十分寄与してきたことは、もう私も認めておりますし、お話のとおりだと思ひます。また一面、メーカーのほうに對しましても、合理化という面、それからこのように供給面がふえたという面から見ましても、これも寄与しておるということは認められる問題だと思ひます。

○政府委員(倉八正君) まあ、ただいま農林大臣の御答弁に尽きておると思ひますが、一言付言させていただきます、成果として、いま大臣から言われ

くなることや、あるいは量の面において内需に不安を来たすというようなことがあつては、私は農業を扱つておる立場から、そういうことであつてはいけないと思ひます。そういう面におきまして、いろいろな措置を講ずるようになつておるといふふうに私は考えておるわけでございます。

○牛田寛君 大臣のほうの時間もあまりおありにならないようでございますので、あと一、二問にとどめたいと思ひますが、またこの点については、通産当局にもお伺ひしたいと思つておりますが、まあ、これは周知のとおり、肥料工業の合理化が進んでまいりまして、アンモニアの需要の範囲が非常に拡大された。したがつて、いわゆる肥料工業内部における生産調整といひますか、アンモニアの利用の方法といひますか、そういうものが非常に弾力性を持つてきたと考へられますもので、したがつて、生産者のほうは、いわゆる需要の影響を受けることは比較的少なくなつてくるというふうな考へられるわけですが、したがつて、この話し合ひによつてその価格をきめるというふうな、いわば形の上でいへば、使用者側と生産者側とが対等で話し合ひをするという場を持たれるわけでありまして、しかし、生産と消費という二つの立場の条件を考へますと、生産者のほうは非常に余裕のある、弾力的な形を持つた立場に立つたことになりまして、結局、話し合ひの場では、生産者のほうが価格決定のイニシアチブをとり得るという有利な立場に事実上立つてゐるのではないか。この価格の見通しについては、また通産当局にもお伺ひしたいと思ひますが、いわゆる

話し合ひがつかないという最悪の場合も考へておかなければならないと思ひます。そういう場合に、調停をやるといふことでありますが、調停も決定的な力はないわけでありまして。そうなつた場合に、調停が成立しない最悪の場合に、一体消費者に対して、農家に対して、政府はどのようにして、価格の安定なり、あるいは価格の値上りをする場合に、それを保護するかといいことも、ある程度の考へ方を持つていただかなければならないと私は思ふのでありますが、その点についてはいかがですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 調停がまともな場合にどうするかといふことでございまして、調停するにつきましては、これくらいの価格ではどうだろうか、こゝろというような調停価格を、当然調停者である政府が打ち出すと思ひます。でございまして、それが一つの標準の価格になる、それで取引ができるというふうなことに私は相なると思ひます。また、それがもう一面から申し上げますと、価格の決定が妥協でなかつた、こゝろの場合にこれを是正する措置をとることに相なつております。この両面から考へますならば、調停に對しまして応じない、調停が不調に終つておるといふような状態の中において当方から指示する価格というふうなものが当然出てくると思ひます。それによつて取引をするようなことに相なろうかと考へます。でございまして、調停に對しての不調の場合の強制措置はなくても、いままでの状況その他から見まして監督権は持つておるのでございまして、そういう点から、その指示する価格で取引する

ように結果的にはなる、こゝろの見通しを持てると思ひます。
○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記をつけ

○森部隆輔君 実は大任にお尋ねいたしたいと思つておつたのですが、たいへん時間の関係もお忙しいようでありまして、政務次官からひとつ答弁を願ひたいと思ひます。

私は農地の地力維持の見地から見ても、いまの政府の肥料に対する政策といふものが、はたして当を得ておるかどうかといふことを、まずひとつお尋ねいたしたいと思ひます。もう少し具体的に話してもらひますが、一応ひとつ根本的な政府の考へ方と、肥料政策と申しますか……

○政府委員(松野孝一君) これは先ほど大臣がお述べになつたごとく、やっぱり肥料は全農家にとつての重要な生産資材でありますので、その安定した、そして円滑な供給をせなければならぬといふのは当然であります。しかし地力の上からいまして、ただ化学肥料ばかりというわけにはいかぬと思ひまして、そこはどうしても地力の保全といふことを同時に考へていかなければならぬと、われわれはそういうふうにしております。

○森部隆輔君 私が申し上げるまでもなく、いま政府が直接何といひますか、触れておられる政策は、主として金肥、なかつく無機質肥料が主であります。硫酸系統、硫酸であるとか、あるいは尿素であるとか、塩安であるとかいふようなもの、過燐酸石灰

その他カリ肥料といふような金肥が主体であつて、しかも無機質肥料——私が申し上げるまでもなく、植物の成育には、もちろん、窒素、燐酸、カリといふような主成分も必要であります。この無機質肥料を主体にして有機質肥料をあまり考へない肥料政策というものは、私はだんだん年ごとに地力が減退していくといふことは、これは争うべからざることなすね。ただ現在の情勢から見ますと、農村における労力が非常に少ない。したがつて戦前深く耕す深耕とか、あるいは堆肥、厩肥であるとか、そういうような有機質肥料を多量に土地に投入していく、施していく、こゝろのような政策は、今日は労働力の関係からいいますと、非常に困難であります。しかし、私の知つておるいまの範囲におきまして

は、いまのような無機質肥料政策、しかも化学肥料を主体にする肥料政策といふことになれば、年々地力が低下していきまして、現在の収穫を維持しようとするれば、毎年よけい肥料をやらなければいけません。これは戦後今日まで十数年間の数字をざらんにくればわかりますが、逐年ずつとふえていってまいります。はたしてそれでいいのか、私はそういうことに對して、もう少し具体的に肥料全般に對する政策が、地力、生産力の維持といふ点から見まして、はたして十分手を打たれておるかどうか、また関心を持つておられるかどうか、その点がいろいろな面において私から見出すことができないので、そういう点についてもう一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松岡寛君) 仰せのとおり地力の保全、また土壌の条件をよくして、長く作物の成育を順調に維持する、あるいは低温などに對しても抵抗力を強くするといふために、有機質を多く投下しなければならぬ、これは仰せのとおりであります。それで、昔から深耕と石灰を与える、それに有機質肥料を与えるといふことが、日本では重く言われておつたわけでありまして、最近の技術の進歩もございまして、農業の突進が労働不足といふようなことから無機質が非常にふえていります。しかしながら、専門家の考へ方によりますと、無機質を相当使つても、施肥方法あるいは緩効性のものを与えらるというふうなことによつて、無機質の過剰による悪い影響を避けることができる、こゝろのように見ておるようでございます。それで有機質を与える場合に、まず植物かすとか、そういうことが考へられますが、これは量としては少ない、また値段もわりあい高いといふことでございまして。それならば堆肥を多く投入するといふことになりまして、最近の労働事情ではなかなか思うにまかせない。これはやはり畜産経営の発達とかそういうものとあわせて推進しなければ、なかなか今日のこのとき状況で直ちに、もちろん堆肥の増産といふことは必要でございますけれども、それのみでいくといふことがなかなか困難であらうと思ふのであります。しかしながら、そういうことの指導はもちろん必要でございますし、実際に施肥指導の面におきましては、かなり力を入れて指導しておるのでございまして。それから緑肥作物などの肥

料用の作物をまいてそれでもって地力を維持する、こういう考え方も確かに有力な一つの考え方であらうと思えます。堆肥の増産がむずかしい。あるいは有機質が割高であるというように、ことになりまうと、労力がわりあい要らない緑肥作物を入れていくというようなことは、当然考えられるわけですが、これにつきましても、最近のように草地栽培が普及してまいりまうと、御承知のように、緑肥作物の収獲期といいますが、そういうものが六月ごろでございまして、草地栽培とは別です。また現在の経営の実態からいいますならば、裏作としては麦、あるいはなたねをつくったほうが少なくとも目先有利である、緑肥作物よりも。長い目で地力を保全するというところから見るとそうではないかもしませんが、目先はとにかくそのほうが経営上有利であるというような事情がございまして、なかなかわれわれといたしまして、緑肥作物の普及でありまして、そういふものを相当力を入れておられますけれども、御期待ほどにはまだなっていないのが実情でござい

す。

○森部隆輔君 数字を申し上げますと、硫酸換算で昭和二十九年で内需が二百四十四万七千トン、三十八年の計画が三百四十九万一千トンと約百万トン以上硫酸系統でふえております。燐酸関係肥料としては過燐酸が主でありましたが、これが二十九年二百四十三万四千トン、昭和三十八年の計画で三百二十二万四千トン、これまた大体百万トンに近い数字がふえておる。窒素及び燐酸というのは、あるいはカリというものは、これは中し上げるまでもなく

植物成育上の最も大事な主成分である。その給源をどこに求めるかという、ただいま申し上げたように、無機質肥料と有機質肥料、一番簡単なことは、どんだん金を出して化学肥料を買ふことが一番簡単なんです、これは正直言つて。しかしこれではいわゆる土壌といふものは、有機物を多量に入れて、土壌の理学的な性質と、化学成分から見た化学的、性質の両方の面がいわゆる農作物の成育に適するよう土壌のあり方が望ましい。しかも表土が深く。そうするには、有機質肥料を主体にして、化学肥料といふものは補完的な、いわゆる補助的な、種をまくときつたり施肥であるとか、あるいは追肥に使う、こういうような即効性の肥料を使うことがいまの肥料の施し方のルールなんです、正直なところ。そういう意味からいいますと、いまのあなたの御説明の、これは私の解釈のしかたが違つてゐるかも知れませんが、金肥、化学肥料万能ということに主体的な考え方を持っていますと、これはその日暮らしの農業政策であつて、国家百年の生産力を維持して農地の地力を長く永久に維持していくという政策にはならない。私はわずかばかりいま田畑を自作しておるのですが、家畜を持つておる関係上、非常に厩肥がある。そうしますと、金肥といふものはほんのわずか入れれば済む。たださつきからあなたも言われましたが、私が質問の際に申し上げたように、農村において非常に労力が足りないのだ。労力を要するような、つまり堆肥をつくるか、あるいは土地の深耕というものは、非常に困難なんです。しかしこれは一面においてやろうと思え

ばやり得る余地がある。たとえば緑肥栽培にしても、少なくとも二毛作地帯、湿田でない、冬が乾田である地帯、そういう地帯においては、たとえば一町歩の水田の裏作をやる場合に、一反か二反紫雲英をやる、あるいはその他の青刈り大豆をまく、こういった緑肥栽培をやる。それを今度は収獲期には刈り取つて一部分は他の田にも施す。御承知のようにその土地は今度は根瘤バクテリアの関係が相当窒素肥料の結源になるから、これは指導によつてはたいして労力は要らない。そういう考へで、そういう緑肥作物に対する種子ぐらひは、二毛作地帯の農家が希望するならば無償でやるくらいに意気込みがあれば、たいして手間がかかるものじゃない。いまの緑肥作物にしても、それから土地の深耕、深く耕すというところは現在非常に労力が十分でないからいわゆる機械力をもつて土地を耕す、耕地をすき起こすということになると、自然浅くやつていく傾向になる。これもまた技術者の指導、あるいは農具の製作上の心得等からいろいろと細心の注意を払ひまして、十分表土を深くする深耕耕うんがなされるように配慮すべきじゃないか。そういう面においてたとへばあなた方農林省が試験場とか、あるいは技術系統の関係の職員を集められる場合に、いかなる指導をされてゐるか、ひとつ御意見を拝聴したいと思ひます。

ばやり得る余地がある。たとえば緑肥栽培にしても、少なくとも二毛作地帯、湿田でない、冬が乾田である地帯、そういう地帯においては、たとえば一町歩の水田の裏作をやる場合に、一反か二反紫雲英をやる、あるいはその他の青刈り大豆をまく、こういった緑肥栽培をやる。それを今度は収獲期には刈り取つて一部分は他の田にも施す。御承知のようにその土地は今度は根瘤バクテリアの関係が相当窒素肥料の結源になるから、これは指導によつてはたいして労力は要らない。そういう考へで、そういう緑肥作物に対する種子ぐらひは、二毛作地帯の農家が希望するならば無償でやるくらいに意気込みがあれば、たいして手間がかかるものじゃない。いまの緑肥作物にしても、それから土地の深耕、深く耕すというところは現在非常に労力が十分でないからいわゆる機械力をもつて土地を耕す、耕地をすき起こすということになると、自然浅くやつていく傾向になる。これもまた技術者の指導、あるいは農具の製作上の心得等からいろいろと細心の注意を払ひまして、十分表土を深くする深耕耕うんがなされるように配慮すべきじゃないか。そういう面においてたとへばあなた方農林省が試験場とか、あるいは技術系統の関係の職員を集められる場合に、いかなる指導をされてゐるか、ひとつ御意見を拝聴したいと思ひます。

ばやり得る余地がある。たとえば緑肥栽培にしても、少なくとも二毛作地帯、湿田でない、冬が乾田である地帯、そういう地帯においては、たとえば一町歩の水田の裏作をやる場合に、一反か二反紫雲英をやる、あるいはその他の青刈り大豆をまく、こういった緑肥栽培をやる。それを今度は収獲期には刈り取つて一部分は他の田にも施す。御承知のようにその土地は今度は根瘤バクテリアの関係が相当窒素肥料の結源になるから、これは指導によつてはたいして労力は要らない。そういう考へで、そういう緑肥作物に対する種子ぐらひは、二毛作地帯の農家が希望するならば無償でやるくらいに意気込みがあれば、たいして手間がかかるものじゃない。いまの緑肥作物にしても、それから土地の深耕、深く耕すというところは現在非常に労力が十分でないからいわゆる機械力をもつて土地を耕す、耕地をすき起こすということになると、自然浅くやつていく傾向になる。これもまた技術者の指導、あるいは農具の製作上の心得等からいろいろと細心の注意を払ひまして、十分表土を深くする深耕耕うんがなされるように配慮すべきじゃないか。そういう面においてたとへばあなた方農林省が試験場とか、あるいは技術系統の関係の職員を集められる場合に、いかなる指導をされてゐるか、ひとつ御意見を拝聴したいと思ひます。

栽培につきましても、採種組合に対して補助金、これは約二千万円でございまして、を交付いたしました種子の確保をはかつております。いま無償で種子を交付したらどうかという御提案でございましてけれども、これは反当たり四、五百円の種代になると思ひますが、しかしながらその種代の問題ではなく、むしろ農家が緑肥を入れることは、やはり経営の問題として緑肥と、裏作に麦やなたねを入れるのとどちらが有利であるかという問題、あるいは草地栽培等の問題が問題でございまして私たちが考へてゐるのであります。今後この種子の確保の措置をして、そういうことをできるだけ拡充してまいる考へでございまして、自給肥料の増産につきましても、来年度予算等においては相当な措置をとるよう目下検討を加へてゐるところであります。

○森部隆輔君 時間の関係もありまして、ごく短く申し上げたいと思ひます。いろいろお尋ねしたいと思ひます。おつたのでありますが、幸い大臣が見えまして、一言だけお尋ねして私の質問を打ち切りたいと思ひます。大臣はあとで政務次官その他からお聞きになればおわかりになると思ひますが、私のお尋ねした趣旨は、政府が直接関係をし、とつておられるところのいまの肥料というのは主として化学肥料、いわゆる無機質肥料がおもなものです。で、この無機質肥料ばかりを主体にして農作物の栽培をやつていって有機質を考へないといふと、地力がだんだん減退していつて、現在の収獲を維持していこうと思へば、金肥を年々ともなふやしていかなければならない結果に

なる。そこで、私はいま労力の不足の際、非常にむずかしいことであるが、こういう面について政府の見解は聞きました。そこで私は結論的に、大臣には、そういう有機質肥料の問題というやうなものも、十分政府としては関心をもち、今後肥料政策をとつていただきたい、こういうことを一言希望を申し上げておきます。

それからもう一言申し上げておきたいと思ひますが、それは現在の金肥の中で、大体見ますと、単肥があまり増減がなくてむしろ減るくらいで、配合肥料がふえる。これは一面労力の面からいへばいいでしょう。しかし、このことがはたしていわゆるその土地々々に対して適当した肥料であるか、あるいはその作物に適合した肥料のやり方であるかということ、むしろいまの単肥を農協等において土壌を調査して、成分を調査して、その土地に適合するところのいまの肥料を配合するということ、これは理想的なことなんです。これまた労力と経費の関係もあります。で、非常にむずかしい問題であります。で、そういう面についても、いわゆる肥料の根本の考え方について、まあ私がどうも何だか満足しがたいやうな、その日暮らしのような肥料政策のやうに考えられますので、そういうことのないやうに十分な御配慮を願ひたいと思ひます。これは希望にしておきます。ほかにもありますけれども、時間の関係上、私はこれで一応打ち切ります。

○國務大臣(赤城宗徳君) まあ何といひますか、無機質肥料を、私しろやうと流にいいますと、やり過ぎてゐる傾向があるように思ひます。人手不足の

点もあるかと思ひます。そういう点で、土壌が酸性化していく。したがって病虫害を受けやすいし、実りも思うようにいかないという傾向があると思ひます。でございしますので、やはり地力を培養するといひますか、地力を強める意味におきましては、有機質の肥料、最近におきましては堆肥などあまりつくらぬようでありませうけれども、まあ有機質の肥料ともあわせて施肥をするような指導といひますか、奨励といひますか、そういうことは重ねてせにやならぬ問題でございします。

また、第二点の、単肥を農協その他において配合してやるのがこれは筋だと思ひます。地質、土壌の検査等もしてありまして、各県ともどこにはどういふふうな配合がいいというふうな指示標準などもつくっておるようでありませうが、一律的のものよりもその土壌に適した、あるいは作物に適したものというものは、やはり配合を自分でして、あるいは農協等においてして、施肥するといひますが、その土地に対しては、あるいは作物に対しては、合理的だ、こう思ひます。そういうことが私はぜひ望ましいことだ、こう考えております。

○大河原一孝君 午前引き続き御質問申し上げたいと思ひますが、農林大臣並びに倉八工業局長にお尋ね申し上げますが、私は先ほど来質問を通じて申し上げたのでありますが、私は何としても現行の肥料二法というものの使命といふものは、まだあとに残されておるのではないか、やるべき多くのものが残されておると思ひます。そういう現段階において新法というものは簡単に納得のいくものではない。そういう

うたてまえからいろいろと御質問申し上げたのでありますが、重ねて申し上げますならば、今日何といつても倉八工業局長が言われたように、今後の価格は当然引き下がるであらうといふようなおことばをいただいておりますわけでありませうが、それは当然、今後さらにいひゆる合理化目標の達成というものが残されておるがゆえに、軽工業局長はそういうことを裏づけとしておっしゃっておるというふうに考えておるわけでありませう。特にこの場合、当面する肥料二法の重大なる課題といひますのは、私は何といつても、第一次、あるいは第二次の合理化目標の達成にあると思ひます。これが全然達成されてない。たしか第一次合理化目標の達成年度は本年度だと思ひます。本年度で目標達成ということになっておるわけですが、今日では、依然として四十三ドル何セントというふうなそういう目標の価格が出ておると思ひます。一体、この目標達成に対しての今日までの努力とその実績といふものをどのように評価されておるか。それから同時に、一体いつになったらこの目標達成という方向にいくであらうかどうかといふこと、同時にまた、こう

いった問題が、肥料二法がなくなることによつて、新しい肥料法から見た場合に、この目標といふものは一体どうなっていくものであるか、そういう懸念もあるわけですが、こういう問題についてまず農林大臣、続いて軽工業局長のほうからの御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 政府委員から詳しい答弁があると思ひますけれども、私は新法になったからといって、

合理化の目標といふものを見失うといふようなことはないと思ひます。ますます合理化を進めていくべきである、こう考えます。旧法ならば合理化が進み、新法ならば合理化が進まぬ、こういうような区別はないと私は思ひます。すなわちバルク・ライン方式だから合理化が進むんだといふのは、はなから合理化が進むんだといふのはなく、バルク・ライン方式であらうとなつて、やはり企業として合理化を進めなければならぬ問題でございします。また、また、量が非常に多くなつてきています。その点からも、あるいはまたその他からも合理化は進めていくべきものだ、こういうふうにかえております。

○政府委員(倉八正君) 第一の御質問の四十八ドル四十八セントといひます、これはいまだどうなつておるか、いつ、それが達成するかという御質問であります。これは現在の四十三ドル九十九セントでございまして……

○大河原一孝君 ちょっと話半ばだけれども、四十八ドルでしたか。

○政府委員(倉八正君) 四十三ドル四十八セントでございします。これは税抜きでありますから、これを税込みにするにやりますと、一ドル五十セント程度をそれに加へればいいんであります。ところが、現在の四十三ドル十九セントでございします。したがってまだ五ドルぐらゐ目標が達成できていないといひます。現状でございまして、しかばどうしてこういう目標未達が生じたかといふ問題であります。これは昭和三十六年のたしか五月からこの作業を始めたときには四十三ドル四十八セントという目標を置いたわけですが、

上がった、あるいは労務賃が上がつた、こしもたしか七・八%だつたと思ひますが、労務賃が上がつた。そういうことで、まことに遺憾ながらこれは達していないといふことは御指摘のとおりであります。

それで、今後の目標はどうするかといふことでございします。これは農林大臣から御答弁申し上げましたとおり、われわれとしましては、法律がなくなつたからこれで万事終われりといふことではなくて、今後はさらに合理化を進めなくては行けないと思ひます。それは、一つは十月から自由化したし、また、窒素肥料もですね。そうしますと、実際海外からの物が何トン入るかは別といたしまして、海外からたえず安いオフアが流れてくる。そうすると、その面からも下げ調になることは明々白々たる事実であります。したがって、そういう内外のいろいろな合理化を調整する材料といひます。それが最近に出てきておりますし、それから最近の、たとえば英國のICIのアンモニアの新しい技術が出たことも御存じだろふと思ひますが、あゝいふのが出てきまして、今後は効率があらうとなかつた、合理化は進めていくといふことと、合理化は進めていくといふことについては、政府としましては、何ら変わりはないのでございします。しかばその四十三ドル四十八セントの目標は、おまえはいつ達成するのだといふことになれば、私もいまはつきり、来年必ず達成しますとか、再来年達成しますといふことは、これははつきり申し上げにくいのでございします。われわれとしましては、四十三ドル、それからまた、情勢によつてはさらに低い価格を目標として進む、これだけは

政府の考えでございします。

○大河原一孝君 いま軽工業局長の御答弁の中にも、目標の達成できなかった一つの要素として、電力料金の値上がり、あるいはまた労務費等の値上がりといふような、そういう要素の中から目標達成ができなかつたといふ御答弁があつたと思ひますが、なるほどそういう要素も私は否定するわけではございませぬ。そういう要素も一つの合理化目標達成の障害になつておつたのであらうといふことは、うなづけるわけですね。しかし、私は、そういう電力料金の値上がりなり、あるいはまた労務費の値上げなんといふものは、私は資料を持っておりませぬが、相当よく大なるものではないと思ひます。また、労務費の値上がりといひます。反面には、われわれこの合理化の問題については、いろいろと内蔵する多くの問題をはらんでおるわけですが、この労務費の値上げの反面には、今日までの合理化の過程の中、あるいはまた合理化推進の中において、結局一面においては整理といひます。いわゆる人員整理といふ問題は私は起きてきたのではない。か。そうすると、この人員の整理といふ問題と労務費の値上がりといふものは、この時点においては操作できる問題もあるのではないかと。いふに考へております。したがって経営者の立場からいへば、いわゆる整理と労務費の値上がりといふものは操作できるものであるから、たいした問題には、ウェットにはなつていないのではないかと、このように判断するわけでありませぬ。私は今日までの合理化計画が今日進められた過程の中で、一体労務費がどの程度に上がつておつて、

同時にまた人員の整理が、いわゆる二十一社なら二十一社、二十何社の企業の中からどの程度のいわゆる人員整理が出ておるかということもあわせて御答弁を願いたいと思うのです。

○北村暢君 関連。いま大河原君から合理化の未達成の問題が出ておるのですけれども、法律がなくなっても、需給計画、合理化計画というものがなくとも合理化は進むのだ、こう思うのですが、その合理化の電力料金、労務費のほうは、いま大河原君が質問しましたからお答え願いますが、これから合理化の内容をひとつ説明してくださいますか。どういうふうな合理化をするのか。私はもう硫酸工業は相当合理化されてきていると思つてゐるのです。今後合理化する点は、技術的にどういふ内容の合理化をメーカーは考えられ、通産省はどうか指導をして合理化をするのか、その内容を言つてください。そうでないというとも、このいただいた資料によりまして、大体ガス法による流体原料という方向へ合理化をしてきて、その流体原料による合理化が九〇%以上に達しておるわけですね。そうすると、この流体原料にした以上、どういふ合理化をするか、この目標価格というものを達成する上においてやってくるのか。ただ、国際価格が下がったから価格を下げる、下げなきゃならないということ、ばく然と合理化しなきゃならないと言われている、私はちょっと理解ができません。したがって、その合理化の内容を明らかにしていただきたい。

○政府委員(倉八正君) いま向先生の御質問の三点についてお答えいたします。す。たとえばいま大河原先生は、労賃

一つとつてもどのくらい上がったかというところ、どのくらい下がったかというところ、二つの点がありましたが、これはたとえばことしの春闘によりまして、これは合理化の硫酸の十七社のうち十二社でございまして、これが平均三千六百七十円上がりました。これを一かますに直しますと、従来のバルク・ラインの方式の計算をやりますと、労賃だけで約一円六十銭が値上がりをするわけでありまして、これはまあ毎年どのくらい上がったかの資料は、ちょっと私ここに持つてきておりませんが、いままで、御存じのよう

ことでございます。いま、十何工場のうち大体三番目くらいに上がつてきたわけでありまして。そういう直接労働者の整理もございまして、それから、そのほかに、たとえばここにいまガス法といひますか、コースでやつておつたのを原油分解のテキサコに切りかえた、そのために余剰が出たという場合には、その整理というよりも、そのほかの部門を、たとえば日東化学でいいますと、日東ユニカーという、日本が一番いいポリエチレンの工場ですが、ああいうものを一つつて、そこに転換しておる。たとえば、宇部興産だつたらラクタムに転換する、そういう二つの面が行なわれているわけでありまして。しかし、私は現状から見ますと、いま北村先生の御指摘のように、非常にこの固体原料から流体原料への転換が早かつた関係上、その配置転換というものが、まだ私におくれておるといふことが、固体原料を流体原料にする、常識でいいますと、人によつては五分の一の人間で済むという人もありますが、そういう形の労働者の配置転換がまだおくれておるのじゃないか、これをもう少し多角経営しまして、やれ石油化学に出る、あるいはアンモニアをはかりの用途に用いて、たとえば農業なら農業に使うというようにしますと、配置転換が行なわれまして、そこでその労務管理費というものが、一かます当たり下がってくる。その辺が一つの今後の合理化の私は要点だろ

んど並行して進みまして、一番高い工場と一番安い工場の差はきわめてもう減つてまいりました。ご存じのとおりだと思ひます。それで今後はこの問題が二つあると思ひます。一つは、さらにまたICIのアンモニアの新しい技術が出たというならば、そういうものを取り入れて水素からアンモニアをつくる、アンモニアからたとえばア系の肥料をつくるという原単位をもつと下げられればせぬかというこの問題が一つと、それからもう一つが今後の問題と思ひますが、なるべく十六社の肥料部門のウエートを下げまして、いわゆる広い意味の企業の多角経営化と申しますが、そういう点にもつていきまして、いわゆる総合経営をもつと企業がやりやすくなる、それが大きい意味の私は合理化しようと思ひます。一番典型的な例を申し上げます。たとえば八幡製鉄がいま五万トンのこれは副産硫酸をつくつております。これはわずか一万円安ければ五億円ぐらゐになります。か、二千二百億円の売り上げの中のと、たとえば五億円ということになります。と、企業としてそれを非常に下げるフレキシビリティが出るのではないかと。そういうやり方を企業体としてひとつ見ていく合理化というものが、今後大きい問題として取り上げていかなくてはならないのではないかと。いわゆる生産そのものの原単位あるいは生産そのものの新技術を導入するという以外に、経営自体をもつと総合多角化する、そういう二つの問題が今後の合理化の大きい方向ではなからうかと思ひます。

また肥料自体につきましては硫酸、尿素に偏しませんが、いま高度化成というものが非常に需要が多くなつております。これは農林省と打ち合わせまして肥料のたとえばそういう品種転換、こういう問題もあわせて考慮すべき問題ではなからうかと思ひます。

○大河原一孝君 いま私は質問の幅を別に広げる意図はございませんが、せっかく局長のほうから出た御答弁の中にありましたので申し上げますが、いま労務費の値上がりということもさきに言われましたし、重ねて言われておるようでありまして、私は一体日本の肥料工業の中に従事しておられる労働者の賃金が上がったというけれども、これは私は国内の労働賃金の平均に比べて一体どの程度の状態にあるかということもお聞きしたいのですが、それよりも、私は各国にございまして肥料工業ですね、肥料工業のもとに従事しておられるいわゆる労働者の労働賃金ですね、いわゆる国際的な労働賃金といふか、あるいはまたそのうでなくても肥料工業内部におけるいわゆる国際的な労働者の賃金に比べて、日本の肥料産業の中に従事しておられる労働者の賃金というものはどの程度の格差になっておるかということ、ついでですからお尋ね申し上げたいと思ひます。

○政府委員(倉八正君) 私はここにちょっとその各国との比率、それから日本における今度春闘でございまして総額の何を持つてきておられますからあとで調べてみます。しかしいづれにいたしまして、日本が決して外国よりも高くないことは事実でございまして、相対安いでございます。

○大河原一孝君 私は、話は戻るのですが、先ほど合理化目標に達成できない

かったいろいろな要素を承りました。いろいろ電力料金の引き上げであるとか、あるいはまた労務賃金の値上がりという問題も一つの要素になっておると思ひますけれども、私は軽工業局長からお聞きしたいのは、それ以上の問題として今日まで、先ほども午前中に申し上げましたようないわゆる財政援助なりあるいはまた税制等のいろいろな恩恵がございます。できる限りの相当なる援助が今日まで行なわれてきた、これによって合理化をやつてもらいたい。あるいはすでに計画されております三カ年にわたる二百六十六億のいわゆる合理化資金でございしますか、これも出ておるわけですか。したが

いまして、これはあとの問題ですが、今日までの合理化のためのいろいろな手厚い施策が行なわれておったのですが、しかし、それらの合理化のための資金の大半は、ほんとうに合理化が肥料工業について多角化、総合化といひますか、そういう面の質的な合理化と申しますか、そういう面の合理化というよりも、どちらかといえば各肥料メーカーが肥料をたくさんつくるといふこと、いわゆる量産のための合理化という方面に相当の金が使われておった。そうして各社が競って競争しながら、いわゆる大量生産をやる、そういう面がむしろ重点であつて、肝心なもののいわゆる質的な合理化の面に対しては、十分な手当てが行なわれていなかったのではないかと。そういう面が私にはむしろ大きなウエートとして今日までの合理化達成の障害になっていたのではないかと。こういうふうにも判断せられるわけですが、そういう点はいかがでしょう。これはひとつ農林大臣

のほうからも御答弁願ひたいと思ひます。○政府委員(倉八正君) これは結果的には、いろいろ大河原先生が御指摘の点の一部は、私も同感でございします。と申しますのは、昭和二十九年に始まつたこの肥料は、当時三百七十万トンしか生産能力がなかったものであります。現在では約二・二倍の六百六十万トンくらいの能力を持っております。当時の問題としては、こういうアンモニアのように百トンプラントを一つ置くといふそういう工場が多かつたのであります。そういうものを一つ置くよりも二つ置くほうがいい、これは物理的な問題で全くそのとおりでございします。そういうことで最初量産をして値段を下げるということに重点が置かれておつたし、また当時としてはそれが真理であつたわけでございます。ところが、その結果はどういうことになつたかと申しますと、バルク・ラインに入ろう入ろう、できるだけバルク・ラインに入るといふことが最大の目標即合理化、このとおりでございします。が、そのために量産をしまして、まあ三十四年には約八割の五百四十七万トンにもなつた。このころから猛烈な輸出ドライヴがおのずから始まつたわけでありまして、この間におきましては、確かに御指摘のように量的に増産してその度上げて国内の値段を安くするといふのが当時の合理化の実際であり、またそれが真実であつたと思ひますが、その後質的にだんだん変わつてきまして、いま御指摘のように全部質的な問題にまでいつておりませんが、質的な問題に変わったといふのは、さっきか

らたびたび申し上げております。新しいテキサスだとかあるいはファウザーだとかといふのが、実際三十二年ごろから世界に出回つたわけでありまして。アンモニアの製法でございします。したがいましてその後は、なるほど増産もある程度しておりますが、わずかに三十四年からことしまでこれは百十万トンくらい増産。その期になりますともつぱら質の問題に移つたといふことでございまして、今後はもう量の問題よりも質の問題といふことにならうかと思ひますが、最初の何年間かは確かにいま御指摘にあつたとおりの、量的に、結果的に見ればちよつと走り過ぎたのではないかと。そういう感じが決してないわけではございしません。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまのお話のとおりだと思ひますが、農林省側としてのことにつきましては、政府委員から御答弁いたします。

○政府委員(松岡亮君) ただいま軽工業局長からお答えしたことで大体尽きておると思ひます。ただ量産によるコストの低下でございしますが、まあ私もとしてはしつとに流産原料に変わらぬものにつきました。は、やはり一定規模以上のプラントにならなければならぬ。したがつて当然量産を伴う、量産されたものによるコスト低下の形もあるわけでございますが、同時に流産原料に転換したという技術的な転換によるコストの引き下げといふようなことがやはり相伴つて、今日までの値段の引き下げが出てきた。こう考

えられるわけでございます。

○北村暢君 ちよつと関連して、いま合理化問題が出ていますから、もう少し合理化問題でお伺ひしますが、先ほ

どの軽工業局長の御説明では、価格面に作用する合理化の内容としては流産原料に切りかえた。技術は切りかえたが、人員配置がうまくいっていない。したがつてそういう人員配置といふか、流産原料に切りかえたことによる配置転換その他を徹底すれば、人員費その他において相当節約できる、この点が一つあつた。それから総合経営で持つていく。新技術を取り入れる。こういうことのように、副産硫酸の問題もちよつと説明あつたのですが、このICIですか、の技術はまだ未知の問題であります。副産硫酸、回収硫酸の問題については、もうすでに出てくるのであります。従来は説明で副産硫酸、回収硫酸等については、肥料そのもので生産でありませんから、そのもの生産の発展いかによつて出てくる、こういう問題である。したがつてこの副産硫酸、回収硫酸等については期待をしても伸びるか伸びないかといふことについて、簡単に伸びるといふふうには言えないといふような話でございます。統計的には相当伸びてきています。そこで、お伺ひしたいのは、今後回収硫酸、副産硫酸といふものにどれだけの期待が持てるか、それからまたこれらの問題は価格の点において、副産硫酸等については、安くできてゐるには相違ないであらうが、価格の算定については、ことに算出しにくい。したがつて現在の合成硫酸の算定価格で価格を出してゐる、価格の出しようがないという状況だと思ひます。したがつて今後合理化が進んで多角経営になつていくと、一体硫酸の価格といふものが算定できるのかできないのか、高いのだから

安いのか判定のしようがないことになつてくる。硫酸だけでは価格が出てこない。ほかの分野まで価格というものを合理化の内容なり何なりを検討しないといふと、硫酸の価格といふものは出てこないのじゃないか、この心配があるわけですか。そうすると、これは先ほど公明会から出てゐるようによりカーの言い値でもつて——あと検討したくても資料がない、資料提出を求めることになつておりますが、資料を提出させても、価格がどうなつておるか、価格が安いのか、高いのかが判定がつかぬといふような問題が出てくるのじゃないでしょうか。そういう点についての価格面の対策なんて、そう簡単にわかるようなしなかに——今後の合理化が進めば進むほど私は安くなると思ふのだけれども、安くなるというのは、どのぐらゐ安くなるのかどうかといふことは、これは説明のしかたにかんよつては、いかようにでもなると思ふ。こういうものになつてしまつて、結局メーカーの言い値の値段といふものが押しつけられる結果になる、こういうふうにも思われるのです。が、合理化の問題と関連して価格面が一体どうなのか、それから副産硫酸、回収硫酸の見直しといふものがどうなのか、この点をひとつ御答弁いたしたい。

○政府委員(倉八正君) これはあとで農林省のほうからもお話があると思ひますが、一昨年の十二月に肥料対策の閣議決定をとりましたときに、今後の見直しといふことを、これは農林省と一緒につくりました。この内容についてはもちろんな農林省の資料でございす。四十二肥料年度におきましては、

硫安の生産が百八十万トンでござい
ます。その内訳を見ますと、合成硫安が
八十四万トン、大体四割五分だという
ことであります。回収硫安が六十四万
トンそれから副産硫安が三十二万トン
でございまして、その中で内需は百二十
二万トン輸出が五十八万トンと、こう
なるわけでありまして、これでおわか
りになりますように、大体回収と副産
とではもう半分以上圧倒的な部門がこ
れになってきたというのが今後の見通
しでございまして、この回収、副産に
つきましては、ほかの物資の状態に
よって動くのではないかと北村先
生のお話でございしますが、鉄はいま
以上にふえることは確実でござい
ます。たとえ一年くらい足踏みはしまし
ても、回収硫安から出るナイロンにし
て、あるいはエクランのようなアク
リル系のものにしろ、これは飛躍的に
ふえることは事実でございまして。し
たがいまして、こういう数字がたとえ
二万か、三万か違うにしましても、傾
向はそのとおりになるだろうと思いま
す。

それから第二の御質問の価格面がど
うなるだろうかというの、北村先生
御指摘のとおりでございまして。非常
に複雑でございまして、たとえば回収
硫安をやります場合に、この回収硫安
が出てくる場合に、この回収硫安の
上り下り、それから会社全体の総売
り上げ費と申しますか、本社費、た
えば管理費について、回収硫安の持
分——持ち分といいますが、割り掛け
分をどうするかということが非常にむ
ずかしい問題でございまして、二、三
年前も、いろいろ経理関係の権威を招
いて二、三回の討議をやったわけでご
ざいまして、その点はいろいろい説が出
まして、それほど複雑でござい
ますが、しかし一つのやり方としまして
は、今後農林省とわれわれと絶えず面
格の——いわゆる生産費の調査もいた
しますし、それから原単位がどうなっ
ていくかという調査も前後の関連を絶
たないというところで調査していきま
すから、一銭一厘を争う正確な問題は、
私はこれはなかなかできないと思いま
すけれども、その傾向としましては、
回収硫安が大体どのくらいになるか、
まして副産硫安は五十年の歴史を持
っておりますから、いまでも合成硫安
については、相当な値引きで売られて
おりますから、この副産硫安については問
題ないと思いますが、御指摘の回収に
つきましては、今度何かさきも申し
上げましたように、この価格を把握す
る方法を今後いろいろ——農林、通産
はもちろんのこと、ひとつ専門家でも
入れて今後検討するというのが大きい
問題として残されておると、私はこう
考えております。

○政府委員(松岡亮君) いまの原価の
計算の問題でございまして、軽工業局
長からお話がありましたように、多角
経営になればなるほど一般管理費の配
分がむずかしくなり、また回収硫安、
副産硫安になりますと、これは副産物
のようなもので、廃棄する部分を利用
するわけにございまして、原価はど
のくらいになるか、ますます困難に
なってくるのであります。しかし、今後
もやはりこれは一つの約束でございま
すから、原価計算をやりますものは、
やはりできるだけ調査をし、それによ
る算定を進める必要があると考えてお
ります。でありますから、むずかしく

なるから、同時に原価計算なり生産費
計算のものをベースにして価格決定をす
るというものは無理があるということ
を、われわれは痛感してきているわけ
であります。それは一つの重要なファク
ターではありますけれども、やはり需
給と、いろいろな要素をあわせて、
価格決定の要素として勘案していく必
要がある、こう考えております。

○高山恒雄君 関連。そのときに、局
長は先ほど大体各社で生産の均等がと
れてきたという、そういう御説明で
あったのですが、大体、生産の均等が
とれてきたということは、つまり回収
硫安にせよ、その他の硫安にしても、
多角経営の中から日産当りの生産高
で大体均等がとれてきた、こういう見
方をしておられるのかということをお
聞きしたいのです。ちよつとあなたの
お話では、多角経営をやればやるほど
非常に困難になるわけですか。その多角
経営の中で見出すことが困難であるに
もかわらず、均等がとれてきたとい
う、あなたの言われておる均等という
のは、何を焦点として均等とおっしゃ
ているのか、その点をちよつと。

○政府委員(倉八正君) 生産費でござ
います。コストでございまして。コスト
が、最近のはほとんど全部がまた新技術
と切りかえまして、従来と比べまして
一番安い工場と一番高い工場との差が
非常に接近してまいりました。そのコ
ストのことを申し上げたわけでありま
す。

○高山恒雄君 もう一つは、そうなる
と、各社のコスト、これは全部政府と
しては掌握しておる、こういうこと
ですか。

○政府委員(倉八正君) 現行法にお
いては、全工場について全部掌握して
おります。

○大河原一孝君 大臣に、時間がない
ようですから大臣に御質問申し上げま
すが、いままでの私の質問あるいはま
た各委員からの質問の内容、御答弁の
内容を聞いておりますと、ますますこ
れは何かしら、先ほど触れましたよ
うに、重ねて私は言うようにすけれ
ども、なお現在いわゆる肥料二法とい
うのは非常に残された使命が大きい
ものであるということが、いまの質疑応
答の中で非常にその感を深めるのであ
ります。この問題について、私はあ
らためてお聞きしたいと思いますが、
これもやはり今日までの合理化達成の
問題に直ちに関連する問題であります
けれども、メーカーはしばしば、衆議
院の委員会の中で、倉八局長は答
えておられますが、この肥料二法とバル
ク・ライン方式の価格決定方式は、
メーカーに非常に酷なものである、こ
ういうふうに断定しておりますし、こ
れが一つには、合理化の目標達成の障
害になっておるというふうなこともお
聞きしていただいております。これは
合理化という問題は、ただ単に肥料二
法があるから、あるいはまたバルク・
ライン方式の価格決定方式があるから
というふうな、そういう問題ばかりで
はなく、これは肥料産業ばかりに限
た問題ではなく、他の産業においても
も、やはり合理化というものは、自分
の経営の安定のためにやらなければな
らないというものが、今日までの至上
命令だというふうにも考えられるので
ないか。その合理化そのものについて
は、いろいろ問題を持っております
したが、いまして、この合理化という

は、たとえば一企業が一つの事業に投
資をする投資過程なり、実施過程の中
における一つの経営者の手による経済
行為だと思ひます。したがって、こ
ういう合理化計画なり、推進実施の過
程の中から、直ちにそこから一つの大
きな利潤を追求したり、メリットの分
前を多くとろうという考え方であつて
はならないと思う。やはり合理化の目
標が十分に達成される、あるいは達成
された時点において初めて私はそこに
おいて合理化メリットの配分をどうす
るか、そういう問題に到達する問題だ
と思うのです。したがって、今
日までの、しばしば肥料メーカーの
いわゆる唱えているところの合理化メ
リットが、全部農業面に食われてし
まったということは、当たらない問題
であり、ましてや、先ほどの質疑応答
の中でも、まだまだ合理化の目標を達
成する余地はある、一応終わつたとい
うものはありまじょうけれども、ま
だまだ達成しなければならぬという
大きな問題があるわけですから、こ
ういった面においては、直ちに合理化メ
リットを経営のほうにとるということ
があつてはならないと思う。むしろ消費
者のほうに合理化メリットを幾らかで
も、投資過程でありますから、実施過
程でありますから、そういう方向に配
分をするというふうな、そういう配慮
があつてしかるべきではないかと思
うのです。いま直ちに、食われてしま
つたから、結局合理化目標が達成でき
なかつた、そういうふうなことは当たら
ぬのではないかと、こう思うのですが、こ
ういう私の考えですが、これが誤りで
あつたならば御指摘願ひたいと思いま
す。

○國務大臣(赤城崇徳君) 前段の合理化というものは、肥料二法があるから、あるいはバルク・ラインの価格決定方式があるにかかわらず、それとは関係ないわけではございませんが、それと関係なしでも当然進めるべきものだ、こういうお説は私もそのとおりだと思います。ことに、先ほど輕工業局長からも話がありましたように、肥料につきましては、十月に自由化するということになります。と、なおさら合理化を進めようという感じがします。それから合理化のメリットがどこへいこうかということですが、やはり三つの方面に分けられるべきものでないか、一つは消費者面に分けられるべきもの、一つは経営者のさきで、もう一つは、やはり労働者の給与の面がある、こういう分け方が一番合理的と申しますか、そういうふうには私は考えます。でございますので、合理化の進みに従いまして、そういうふうな分け方をするように私は、これは通産省のほうでございしますが、指導するといいますが、そういうことが適当であろうというふうに考えます。

○委員長(青田源太郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記をつけ。
○大河原一孝君 一応まだ重要な項目が残っているわけです。まだ内容に実際に入っておりませんし、特に需給関係の問題、特に、かりに二法なき後の需給関係というものが非常に大事でありまして、需給関係と直接関係の

ございます。価格関係の問題がこれまた重要でありますし、特に新しい法律のもとにおいては、自主交渉というこの法案の特徴が出てくるわけですね。非常に価格決定というものは、今後重大な問題でも、今後のあり方に対してどうするかという点について、これは重大な問題であります。あるいはまた、その他のいわゆる自由化の問題がございします。こういう問題は、やはり一応大臣の所信をたてておきたいというふうに考えておまして、質問そのものは、それは私はここに権威者であります松岡さんにもいってしまします、倉八輕工業局長にもいってしましますから、これは十分だと思ひます。一応非常に私どもにとりましても重要法案だというふうに考えられますので、こういう価格や需給の問題、あるいはまた赤字非稼働という問題、問題もかなり重要な問題だと思ひますので、私はここで質問を保留いたしまして、あらためて大臣に質問申し上げさせていただきます。と思ひますので、私の質問は御了承願ひたいと思ひます。

○高山恒雄君 資料要求で、先ほどの生産コストですが、それを各社別に種類別、原料代さらに今度は労務費ですね、それをひとつ出していただけませんか、各社別に。

○政府委員(松岡亮君) 生産費の内容につきましても、各社のたとえば三菱化成なら三菱化成のコストは幾らであるかというところはお許ししたくないと思ひます。これは政府としては企業から報告をとり、あるいは調査する際に、やはり各企業の秘密は守るということとで納得してもらって関係も

ございます。また国際的にもそういうものが外部に出ることは損を招く場合もございします。できるだけ詳細な資料としては提出いたしますけれども、各社別にどの社がどのコストであるということはお許しを願ひたいと思ひます。

○高山恒雄君 そうなると各社は、相当各社の価格上の問題ですからいろいろ秘密もあろうかと思うのです。そういうこともあろうかと私も思ひますが、そうすると、いま政府が発表してもいいという考え方は、各社統一したものの平均のものを出すわけですか、こういうことですか。

○政府委員(松岡亮君) 総平均という考え方もございしますけれども、とにかくできるだけ詳細に、ただ三菱化成の黒崎の工場のコストは幾らであるというふうなことは避けさせていただきます。い、こういうお願ひでございます。

○高山恒雄君 そういうことは発表できないうとすればやむを得ないと思ひますが、できるだけひとつ詳しく出してもらいたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を始め。
○藤野繁雄君 いままでいろいろと根本問題に触れておられるのでありますから、私は、具体的問題について申し上げたいと思ふのであります。提案の理由にもありますように、肥料工業の合理化の推進に伴ってその生産能力は急速に増大して、現在では内需を充足した上でその生産量の四割以上を輸出に向ける状況となり、価格もだん

だんと引き下げられつつある現在でありますから、この現況にかんがみまして政府は慎重に検討の結果、内需優先、国内価格の低位安定、輸出体制の一本化等の基本となる臨時措置法を今回制定されて、現行の肥料二法の失効後の肥料対策について遺憾なきを期せられようとするところは、まことに時宜に適したところのものであると信ずるのであります。

○藤野繁雄君 具体的に申し上げたならば、肥料審議会で出された程度の資料は出されるのであるかと、こういう質問です。これに対してはどうですか。

○政府委員(松岡亮君) 肥料審議会に提出しました資料はある程度各社別に出しておりますけれども、この工場と工場とでは実質は違ひます。ある程度企業の内容を相当明らかにした資料でございます。これは政府の公式の機関でございます。各民間のいろいろな活動とは別の形式をとった審議会でございますから、ちょっと今度の話し合いとはやや趣を異にしていきます。しかし、できるだけあれに近いものを提供いたしたいと考えております。

○藤野繁雄君 何といつてもコストの資料がなかったら、申し合わせをしようと思つても申し合わせをする土台がない。だから今回の場合においても、肥料審議会が出された程度のもは出して、適切、公正なる取りきめができるようにしていただくように希望を申し上げておきます。

○政府委員(松岡亮君) 第三項では、農林大臣及び通商産業大臣は、必要があるとき、特定肥料の生産業者及び販売業者に対し、前条第一

には、調停よりも先に助言をすることが必要であろうと思います。そういうふうに考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 通産省からも……

○政府委員（倉八正君） いま、農林省の経済局長が答弁したとおりでございます。

形で話し合いは進めてもらいたいと思っています。お応えありがとうございます。しかし同じ生産費につきましても、相対立する、実際は協力することになると思います。が、立場上は、一応は、相対立する。当事者が議論する場合に、どうしても

政府としては出すわけにはまいらない
と思います。

○大河原 一次君 いま一つ。そうなり
ますと、これは私の先ほど申し上げま
した肥料二法がある場合、現行法のも
とにおいては、政府はその面に対して

○藤野繁雄君　いまの話によれば、調停せない場合もあると、それは調停せなくても円満にいくからだ、こういうふうなことになると思うのであります。が、初めからそういうふうなスムーズに話がまとまるとお考えですか。私は

○政府委員(松岡亮君) 現在の実態から言いますと、やはり取りきめはやつてもらはなくちやいけないと思つております。ですが、安易に調停によつて値段をきめるということにならないように、できるだけ自主的にきめていた

だきたいという趣旨もあって、先ほどの規定を入れておるわけでございますが、しかし、万一にも話し合いがうまくいかないという場合は、今日の段階では、いまだ現行の二法で④をきめてきた、統制をやっておったわけでございまして、急に値段の取りきめもないという状態を招くことは、好ましくないと考えておりますが、政府としては、調停をするようにいたすように考えております。

○藤野繁雄君　そういうふうな場合に、また元に戻るが、いよいよ両者が話をまとめるという場合においては、一方では生産コストがこれだけだからそれならいたしたくないという話もしていかなければならないじゃないか、こういうふうな気がするのですが、生産コストがどれくらいかわからずして、まあこのくらいでよからうというふうなことで調停ができるかどうかというところ、米価審議会あるいは肥料審議会の過去の経歴から考えても、そこいろいろ問題があるから、調停をするということになれば、何とていっても生産コストというものに触れなくちゃできない。しかし、生産コストというものは、企業の秘密に属するから、各社ごとにはできないけれども、総体的なものは出すというふうなことであるのだから、何とか、何とていっても、調停するのについても、締結するのについても、基本はコストであるということを考えておいて、これを土台に調停していかなくちゃできない、こう考えるのであります。

そこで今度は、次の問題になるといふと、第二条の第二項では「その取決めの変更を命じ、又はその締結を禁止

しなければならない」というふうなことになるのであります。ところが、一体取りきめ変更を命じ、締結を禁止するような場合は、どういふふうな場合を予定しておられるか、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(松岡亮君)　それは第二条の第二項の各号に列挙したような事由がある場合でございます。つまり第一号は、「農業又は肥料工業の健全な発展に支障を与えるものでないこと」、第二号は、「不当に差別的でないこと」、以下各号に掲げている要件に適合しない場合には、変更を命じ、または禁止する、こういうことになるわけであります。

○藤野繁雄君　この第二項に列記してある一、二、三、四、五といふいろいろありますが、こういうふうなものを考えてみても、この一つに該当するといふようなことであれば、変更を命じあるいは締結を禁止する。しかしそのことにはほんとうに該当するかしらうか、すれすれの問題が起きてこようと思ふ。そういうふうな場合、一体どうするかという問題がありますね。

○政府委員(松岡亮君)　確かにこれは抽象的な基準でございますから、どの線から上は、農業の発展に支障を与えるというふうなことは、なかなか具体的な線の引き方というものは、むづかしいと思つてございまして。また現在そういう線をかりに引きましても、来年はそれが妥当でなくなる場合もあるわけでございますから、具体的にどこからかというところは、これはどこから犯罪、どこから無罪というよりももっとむづかしい問題でございまして、たと

えば農業の健全な発展に支障を与えるというところで、現在考えておりますのは、現行価格より値段を上げるような場合は、発展に支障を与える、こう解釈したいと思つております。

○藤野繁雄君　私の聞きたいのは、いま局長がお話になったことは一つだけだけれども、二つ三つ四つとあつたら、それをお伺いしたいというところなのであります。

○政府委員(松岡亮君)　第五号で申し上げますと、特定肥料の生産額が、それぞれ当該特定肥料の生産額の総額に對し相当の比率を占めてゐる。こういう規定がございまして。これについては、大

体生産額の場合及び販売額の場合いづれも総体の五〇％を基準を考へておられます。

○藤野繁雄君　次は、第八条の需給の見通し、これはだいたい今まで質問があつたようですが、特定肥料の需給の見通しを聞きたい。いま新聞、その他で拝見して見るといふと、肥料の将来の見通し、需要の増加は、先進国では三〇％くらい、共産圏内では一五％くらい、低開発地帯では一五％ばかり伸びる見込みだ、こういうふうなことになるれば、将来における肥料というものは、非常に勢いで伸びるものと見ていかなければならない。こう考えられるのであります。肥料の需要また供給は、将来どの程度にまで進んでいくものであるか、農林省及び通産省でその見通しがあつたら承りたいと思ふのであります。

○政府委員(松岡亮君)　外国の事情につきましても、むしろ通産省から答えていただいたほうがいいかと思ひますが、大体内での肥料の需要は年々

三〇％伸びております。今後も、やや鈍化するかと思ひますが、やはりそれに近い程度の伸びを示すと考えます。外国の關係では先進国の場合もまだ少な

くとも、日本ほどではないかもしませんが、やはり伸びがある。共産圏はむしろ何％と言えない、生産さえ続けばほとんど消費、これはまあ施用慣行がまだ普及してございせんけれども、指導さえ加えればほとんど使われる、

こういう事情にあると思ひます。低開発国もやはり普及の指導があれば、これは相當な勢いで伸びる可能性があると考へております。

○政府委員(倉八正君)　私のほうは主としてそれなら生産のほうを申し上げますと、生産は現在がアンモニア系の肥料の生産が大体五百萬トンくらいでございまして、これが四十二肥料年度には五百五十一萬トンくらいになるであろう、まあ一割二、三分伸びるだろう、こう考へております。

それから外国の伸び方でございますが、これは日本の輸出のうらはらになりますから、最近いろいろ調べておりますが、いま先生の御指摘になつたような資料がやつぱり出ております。共産圏は現在では一五％ほど、それで、たとえば一例をソ連にとりましますと、肥料年度のソ連の生産が六百萬トン、消費が五百三十萬トン、輸出が七十萬トンあつたのでございまして、昨年の十二月八日のフルシチョフ首相の発表によりますと、七カ年計画で、消費を驚くかなれ三萬三千万トンに伸ばすという数字が御承知のように発表されたわけでございまして、これから見ますと、いまから七年間に大体五・八倍かなんかに伸びることになっております。中共

のほうは現在生産が二百萬トンで、消費が三百八十萬トン、輸入が百七十萬トン輸入をしておりますが、これの計画はいまのところは出ておりません。今後私は、七、八年間くらいの間には百五十萬トンない二百萬トンの輸入が続くものだと、こう考へます。

○藤野繁雄君　いまのように需要が増加してくる。増加してきたら生産もこれに伴つて増加してくる、増加してきたならば生産コストは低下してきて、肥料価格は引き下がる、こういうふうなことになるかと思ふのであります。この關係が一体どういふう

になつておるか。またさつき通産省の話によつてみても、新技術が導入されたらば、あるいは新技術によつていけば、私の見た資料によれば、日産五百トンの工場では、わずか五十名の従業員で足りる、現在のアンモニア製造工場のトン当りの値段を見てみれば、五千円ない六千円くらいであるが、その中の労働賃金は約二〇％に達してゐる。であるから、新肥料製造方法によれば、二〇％少なくとも価格は引き下げられることができるというふうにか考へるのであります。一体、将来の肥料価格はどれくらい引き下がる見込みか、需要供給の關係からしてひとつ御説明をお願いしたいと思ふのであります。

○政府委員(倉八正君)　私は将来の価格がいま七百三十八円から、あと三年たつたら幾らに下がるかといふことは、ちよつとこれは資料も持ち合わせませんし、また数字の作業もしていないのであります。ただ一つ言えることは、さつき大河原先生、あるいは北村先生

からの御質問がありましたように、流体原料に切りかえていきますと、人手が要らないようになることは事実であり、御承知のようにカーバートのあいう熱い炉から、引き出して、それを水をかけて水素を取るとのことよりも、パイプ・バルブ一つひねればそこから出てくるということは事実であります。それは今後の問題として、ほとんど合理化していきます。しかし、それかといって、一気にそこに働いておられる労働者の方をそこで整理するということは、これは社会問題として、できないのであります。したがって、できるだけ会社はほかの事業に転換しまして、そうして総体的に余剰労働者というものをそこに吸収しまして、アンモニアの生産のように、いま先生御指摘のように、単位当たりを下げていくところと、大きい方向があると思うのでありまして、非常にいい示唆をいただきました。どうもありがとうございます。

〔午後四時三十分速記開始〕
○委員長(青田源太郎君) 速記を始め
それじゃ暫時休憩いたします。
午後四時二十八分休憩

午後六時五十八分開会

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を再開いたします。
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青田源太郎君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を衆議院送付案と可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございまして、本案は全会一致をもって衆議院送付案と可決すべきものと決定いたしました。
おはかりいたします。ただいま可決すべきものと決定しました本法律案に対し、理事会で協議の結果、附帯決議を付することに決定いたしました。案文を調査室長に朗読いたさせます。

○専門員(安楽城敏男君)
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案
農林漁業団体等の役員は、これ

らに団体は農山漁村において果たしている役割の重要性にかゝらず、いままなおその社会的経済的地位は低位におかれている。
この際政府は、それらの者の給与の改善について積極的な施策を講ずるとともに、本年金制度をさらに改善してその身分の安定を図り、もって農林漁業団体の健全な発展と農林漁業の振興に資するため、左記事項を検討し、すみやかにこれが実現を図るべきである。

記
一、新法の給付を旧法組合員期間にも適用すること。
二、物価変動等に対応する年金額のスライド制を採用すること。
三、既裁定者の金額を引上げる措置を講ずること。
四、最低保障額を実情に合わせてすみやかに引上げること。
五、整理資源は国が負担することとし、農林漁業団体及び組合員の掛金負担の軽減を図ること。
六、組合の余裕金を組合員の福祉向上のため活用すること。
七、組合に対する国の監督は適正の範囲にとどめ、組合の余裕金運用その他業務の執行及び組合職員の労働条件等については、組合の自主性を尊重すること。
八、公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なっているものについて、本法の適用対象団体となし得ること。

右決議する。
以上であります。
○委員長(青田源太郎君) 附帯決議案につき賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございまして、よって本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、検討の上、善処いたします。

○委員長(青田源太郎君) なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。本日はこれをもって散会いたします。
午後七時三分散会

〔賛成者挙手〕
○委員長(青田源太郎君) 全会一致でございまして、よって本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、検討の上、善処いたします。

○委員長(青田源太郎君) なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(青田源太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。本日はこれをもって散会いたします。
午後七時三分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願(第二八四二号)(第二八五〇号)

第二八四二号 昭和三十三年六月三日受理
大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町 二、八七一 大塚吉彦
外千五百九十二名
紹介議員 森 八三二君

家手取価格(六十キロー一俵当り包装込三千八百八十五円)を基準として、少なくとも農業バリエイ指数上昇分だけは引き上げ(三千八百九十五円以上)を決定せられたいとの請願
理由
わが国の食用油脂消費量は年々増大しているにもかかわらず、なたねの作付面積は逐年大幅に減少し、三十九年産においても前年より十六パーセントの減反となつてゐる。このことは基準価格決定に当り、毎年農業バリエイ価格のほか、反当り収量の増加分を算定に用いてこれが価格引下げの要素となつてゐることも大きな理由であると思はれる。
三十八年度においても、諸物価は基準年次より約三十パーセント上昇しているのに対し、基準価格は五・五パーセントの引上げにとどめられ、著しく低水準にすえおかれており、再生産を困難にしている。

第二八五〇号 昭和三十三年六月四日受理
大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和三十三年産大豆の基準価格引上げに関する請願
請願者 青森県西津軽郡木造町 越水六二 吉田豊太郎
外千五百五十五名
紹介議員 笹森 順造君

昭和三十九年六月二十二日印刷

昭和三十九年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局